

東広島市子ども・子育て支援事業計画(案)の概要

未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



平成26年8月28日

「子ども・子育て支援事業計画」の法的位置づけ

H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31

【法律】

次世代育成支援対策推進法(厚生労働省)

(目的) 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること

(基本理念) 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(10年間延長)

- ・事業主行動計画の取組みを継続
- ・市町村計画は任意化

子ども・子育て支援法(内閣府)

(目的) 一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること

(基本理念) 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。



【計画】

次世代育成支援行動計画

前期計画(H17-H21)

後期計画(H22-H26)

○次世代育成支援対策推進法
 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

子ども・子育て支援事業計画

(内包)

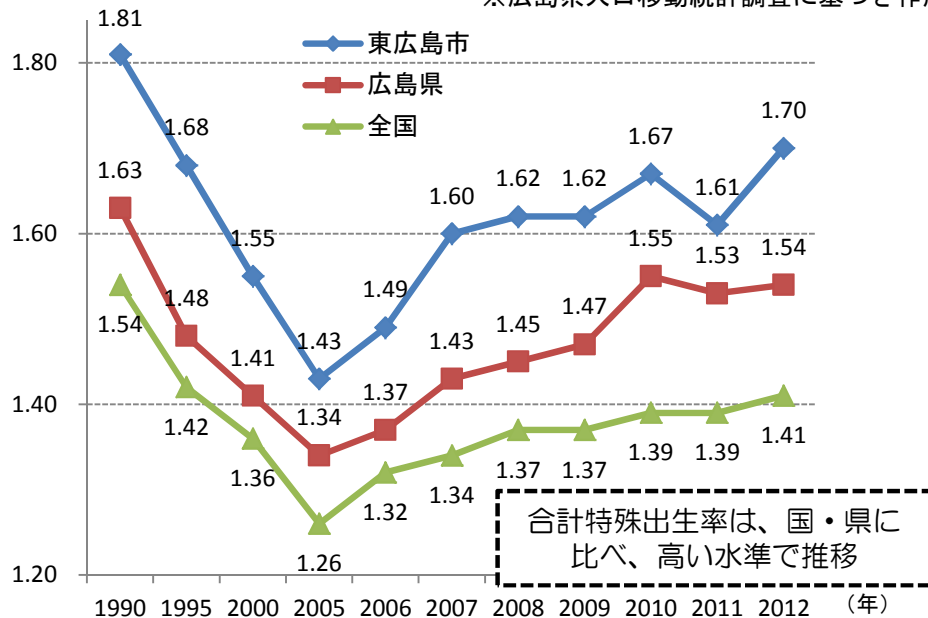
○子ども・子育て支援法
 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画
 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく計画

東広島市の現状と課題

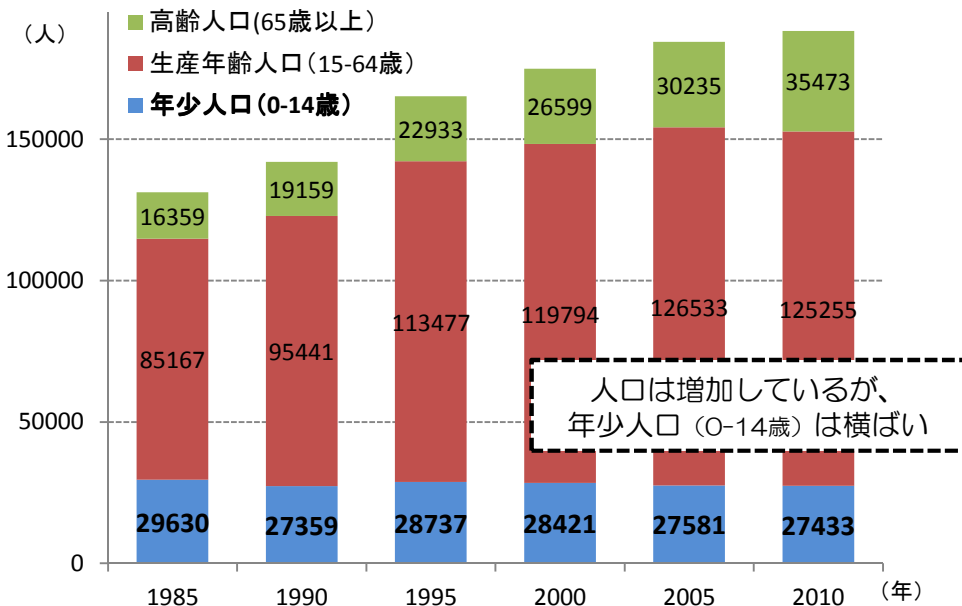
○合計特殊出生率の推移

※広島県人口移動統計調査に基づき作成



○年少人口(0-14歳)の推移

※国勢調査に基づき作成



現状

課題

○転入者は県内で3番目に多い
 ○子育てに不安や負担を感じている割合は、就学前児童44.3%、小学生47.8%
 ○相談体制を利用しやすい世帯は、子育てがしやすいまちだと思える割合が高い(就学前児童84.4%)

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援、配慮が必要な家庭への支援、相談体制の充実が必要

1 子どもと子育て家庭への支援

○地域や社会全体の支えを感じている割合は、就学前児童53.7%、小学生63.1%
 ○支えを感じている世帯は、子育てがしやすいまちだと思える割合が高い(就学前児童85.1%)

子育て家庭が抱える育児の不安を解消するには、地域とつながり、互いに支え合う体制の構築が必要

2 地域の子育て支援力の強化

○ニーズ調査により、様々な保育サービスに対するニーズが顕在化
 ○仕事と子育ての両立のため職場に求めること第1位は、「職場内の意識や理解、協力体制」(就学前児童58.6%、小学生57.3%)

多様な保育サービスの提供、仕事と子育ての両立のため、職場内の意識や理解、協力体制を整える取組みが必要

3 仕事と子育ての両立支援

○本市の小中学生の学力・体力は、広島県・全国に比べ、高い水準にある
 ○小学生の親の子育てに関する悩みの第1位は、「子どもの教育のこと」(39.7%)

子どもの教育環境の整備を進め、教育・保育の質の向上、子どもの健全育成、子どもの安心・安全の確保に取り組むことが必要

4 子どもの教育環境の整備

「子ども・子育て支援事業計画」の相関図

次世代育成支援行動計画

【基本理念】

「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」

【基本目標】

【基本施策】

1 妊娠・出産期

妊娠出産における保護者と子どもへの支援の充実

- 1(1) 母と子の健康の確保
- 1(2) 就労支援

2 乳幼児期

乳幼児期を安心して健やかに過ごすための子育て支援施策の充実

- 2(1) 子どもの健やかな成長の支援
- 2(2) 保育サービスの充実
- 2(3) 地域における子育て支援サービスの充実

3 小学生期

子どもの教育環境の整備と子ども自身の育ちへの支援

- 3(1) 子どもの健やかな成長の支援と教育環境の整備
- 3(2) 地域における子どもの健全育成

4 中・高校生期

子どもの自立支援と時代の親の育成

- 4(1) 次代の親の育成
- 4(2) こころと体の健康づくり

5 大学生・若年期

若い世代の自立支援と地域活動への参加の促進

- 5(1) 若い世代のための自立支援
- 5(2) 地域活動への参加の促進

6 環境整備

子どもと子育て家庭を取り巻く環境の整備

- 6(1) 児童虐待の防止
- 6(2) ひとり親家庭の自立支援の充実
- 6(3) 障害のある子どもへの支援の充実
- 6(4) 相談・情報提供体制の充実
- 6(5) 子育て支援のネットワークづくり
- 6(6) 男女共同参画、仕事と生活の調和の推進
- 6(7) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども・子育て支援事業計画

【基本理念】

【基本目標】

1 子どもと子育て家庭への支援

2 地域の子育て支援力の強化

3 仕事と子育ての両立支援

4 子どもの教育環境の整備

継承

内包



他の個別計画

健康増進計画

障害福祉計画

人権教育及び人権啓発推進基本計画

市民協働のまちづくり行動計画

生涯大学システムアクションプラン

地域福祉計画

保育所適正配置基本構想

男女共同参画推進計画

特定事業主行動計画

教育振興基本計画

学校教育レベルアッププラン

青少年自立プラン

子どもの読書活動推進計画

食育推進計画

「子ども・子育て支援事業計画」の骨子

「子ども・子育て支援事業計画」の構成

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の状況、国・県の動向
- 3 計画の位置付け
「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画
「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく計画
- 4 計画の期間 平成27年度～平成31年度（5か年）
- 5 策定の方法

第2章 次世代育成支援行動計画の評価

- 1 子育て環境の総合的な評価
- 2 基本目標ごとの評価
- 3 目標事業量の達成状況

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の体系

第4章 基本施策と取組み（次世代育成支援行動計画を内包）

- 1 子どもと子育て家庭への支援
- 2 地域の子育て支援力の強化
- 3 仕事と子育ての両立支援
- 4 子どもの教育環境の整備

第5章 「量の見込み」と確保方策

- 1 提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

第6章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 地域一体となった取組みの推進

【基本理念】つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

～すべての親に子育て支援を すべての市民が子育て支援者に そして元気なまちづくり～
(次世代育成支援行動計画から継承)

【基本目標】

【基本施策】

1 子どもと子育て家庭への支援



- | |
|-------------------------|
| (1) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 |
| (2) ひとり親家庭の自立支援の充実 |
| (3) 障害のある子どもへの支援の充実 |
| (4) 子どもと女性の人権擁護 |

2 地域の子育て支援力の強化



- | |
|-----------------------|
| (1) 地域における子育て支援の充実 |
| (2) 子育て支援のネットワークづくり |
| (3) 相談・情報提供体制の充実 |
| (4) 子育てしやすい市民協働のまちづくり |

3 仕事と子育ての両立支援



- | |
|-------------------------|
| (1) 多様な教育・保育サービスの充実 |
| (2) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス |
| (3) 働く女性の応援 |
| (4) 若い世代の自立支援 |

4 子どもの教育環境の整備



- | |
|------------------|
| (1) 保育・幼児教育の質の向上 |
| (2) 教育力のさらなる向上 |
| (3) 青少年の健全育成 |
| (4) 子どもの安心・安全の確保 |

【具体的な取組み】

(参考)計画策定に向けた検討状況

年月	実施内容	東広島市子ども・子育て会議	検討内容
H25.10月	東広島市子ども・子育て会議の設置		
11月		11/14 本会議 (第1回)	部会の設置、ニーズ調査の内容検討、等
12月		12/3 計画策定部会 (第1回)	ニーズ調査の内容検討、等
	ニーズ調査の実施		
H26.1月		1/23 保育部会 (第1回)	施設型給付、地域型保育給付、等
2月	ニーズ調査結果のとりまとめ		
3月		3/7 計画策定部会 (第2回)、保育部会 (第2回) 合同会議	ニーズ調査の結果報告、骨子 (案) の検討
		3/27 本会議 (第2回)	ニーズ調査の結果報告、骨子の策定
4月	保育緊急確保事業の実施		
5月	次世代育成支援行動計画の進捗状況調査		
		5/29 保育部会 (第3回)	確保方策、条例案の検討
6月	新制度への移行に関する意向調査		
		6/25 計画策定部会 (第3回)	事業計画の策定に向けた検討
7月	子育て支援に資する新規施策の照会		
	担当課への個別ヒアリング	7/17 本会議 (第3回)	条例案の検討
		7/31 計画策定部会 (第4回)	事業計画 (素案) の検討
8月		8/7 保育部会 (第4回)	確保方策、利用者負担、保育短時間認定
	担当課への内容確認	8/12 計画策定部会 (第5回)、保育部会 (第5回) 合同会議	事業計画 (案) の検討
		8/28 本会議 (第4回)	事業計画の中間とりまとめ